2009 (平成 21) 年度 川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査

報告書

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

目 次

I	調	査概要・・・・・・ 1 ページ
Π	調	査結果 (まとめ) ・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
Ш	課	題及び今後の改善策・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
	集	計データ
	1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別] ・・・・・・・・11ページ
	2	審議会等委員への女性の参加状況 [局(室)区別] ・・・・・・・1 2ページ
	3	審議会等委員への女性の参加状況 [地方自治法根拠別]・・・13ページ
	4	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]・・・・・・・1 4ページ
	5	各局(室)区における女性委員の参加比率分布・・・・・・・29ページ
	6	女性のいない審議会等 集計・・・・・・・・・・・・30ページ
		調査資料
		川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱・・・・・・・ 1ページ
		調査の実施に伴う留意事項・・・・・・・・・・・・・ 4ページ
		川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票(様式 1)・・・・5ページ
		女性のいない審議会等の参加促進計画(様式2)・・・・・・・ 6ページ

2009(平成 21)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

I 調査概要

<本調査の目的>

男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の実現には、政策決定過程や様々な方針等の決定の場への女性の参画が欠かせない。国は、2005(平成17)年に決定した男女共同参画基本計画(第2次)の中で、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を明記し、審議会等における女性委員の登用等に関する一定の目標と達成までの期間の目安を示して取組を進めている。

本市の取組としては、女性の参画促進に向けた審議会等委員の選任にあたり、審議会等を所管する各局(室)区の長と市民・こども局長の間で事前に協議を行うものとしている(以下「事前協議」という。)。

また、1990(平成 2)年に施行した「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」(以下「参加促進要綱」という。)第6条に基づき、「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」(以下「調査」という。)を毎年実施している。

この調査は、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する一環として川崎市の審議会等委員への女性の参加を促進するために、参加促進要綱第3条に規定されている参加比率*1の達成状況を定期的に把握することを主たる目的としている。

<調査内容>

- (1) 「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票」(様式1)
 - ① 審議会等の名称及び所管課
 - ② 根拠法令等
 - ③ 地方自治法による根拠
 - ④ 会長及び副会長の性別及び人数*2
 - ⑤ 定 数
 - ⑥ 現 員

- ⑦ 女性委員の現員及び割合
- ⑧ 公募委員の現員及び女性委員数
- ⑨ 委員の任期
- ⑩ 再任の取扱い
- ① 特記事項(解消の有無等)
- ② 委員選任時における男女比への配慮度
- (2)「女性のいない審議会等の参加促進計画」(様式2)*3
 - ① 審議会等の名称及び所管課
- ③ 女性のいない理由

② 委員の任期

④ 女性の参加促進計画

^{*1} 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が 2013 (平成 25) 年度までに、35 パーセントとなるようめざすことを目標とする (第3条)。

^{*2} 審議会等の会長及び副会長の女性比率を把握するため、2007(平成19)年度から調査項目として設定した。

^{*3} 女性委員のいない審議会等を対象としている。

<調査設計>

- (1) 調査対象 全局(室)区
- (2) 調査期間 2009 (平成21) 年6月15日(月)~7月24日(金)
- (3) 調査基準日 女性比率については、2009(平成21)年6月1日現在 会長及び副会長の女性比率については2008(平成20)年及び2009(平成21) 年6月1日現在

<調査区分>

本調査の対象となる審議会等は表1のとおりとし、地方自治法(以下「地自法」という。)の根拠等に基づき審議会等の区分を次のAからDに分類している。

表1 対象となる審議会等の調査区分

区分A	地自法第 202 条の 3 に基づき設置された審議会等 (地自法第 202 条の 3) 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。 【2008 (平成 20)年 3 月現在で上記審議会のうち内閣府男女共同参画局が把握した審議会等】 (1) 市町村防災会議 (8) 結核審査協議会 (15) 精神医療審査会 (2) 民生委員推薦会 (9) 損害評価会 (16) 市町村国民保護協議会 (3) 国民健康保険運営協議会 (10) 地方港湾審議会 (17) 地方独立行政法人評価委員会 (4) 地方社会福祉審議会 (11) 土地区画整理審議会 (18) 感染症審査協議会 (5) 土地利用審査会 (12) 建築審査会 (19) 市町村都市計画審議会 (6) 地方障害者施策推進協議会 (13) 開発審査会 (20) 市街地再開発審査会 (7) 公害健康被害認定審査会 (14) 介護認定審査会 (21) 障害程度区分認定審査会									
区分B	地自法第138条の4第3項に基づき設置された審議会等 (地自法第138条の4第3項)普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機 関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調 査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。									
区分C	地自法第 174 条に基づき設置された審議会等 (地自法第 174 条) 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。									
区分D	<u>その他要綱等に基づき設置された審議会等</u>									

なお、次に掲げる要件を満たす審議会等は除外対象としている。

- (1) 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの
- (2) 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの
- (3) 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整のために設置されるもの
- (4) 各種事業委託の委託団体として設置されるもの及びその委託団体により設置されるもの
- (5) 上部委員会と委員が同一で補助的なもの
- (6) 啓発事業や行事の実施団体として設置されるもの
- (7) 調査基準日(毎年6月1日現在)において審議会等が①未設置のもの、②休止中のもの、③審議会等が実在するが実際に委員が選任されていない状況にあるもの
- (8)その他、協議の結果、調査の対象外とみなされたもの

Ⅱ 調査結果(まとめ)

2009 (平成 21) 年 6 月 1 日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況について調査を行った結果は、次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を 100.0% として算出し、小数点第 2 位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100.0% にならない場合がある。

Ⅱ-1. 女性の参加比率について

◆ 女性の参加比率は28.9%、前年度比1.0ポイント増

- 川崎市の審議会等の委員総数 3,100 人のうち、女性は 895 人、男性は 2,205 人で、女性の 参加比率は 28.9%である。
- 前年度と比較すると、1.0 ポイント増となった。

	2009(平成	21) 年度	2008(平成	20) 年度	2007 (平成 19) 年度				
女 性	895 人	28.9%	857 人	27.9%	858 人	27.9%			
男 性	2, 205 人	71.1%	2,210 人	72.1%	2, 221 人	72.1%			
総数	3, 100 人	100.0%	3,067 人	100.0%	3,079人	100.0%			

表 2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率 (男女別)

(調査時点はともに6月1日現在)

◆ 女性の参加比率 35%以上は 79、35%未満は 135

- 審議会等の総数 214 のうち、女性の参加比率が 35%以上のものは 79 (36.9%)、35%未満 のものは 135 (63.1%) である。
- 前年度と比較すると、女性の参加比率が35%以上のものは5.6ポイントの増加である。

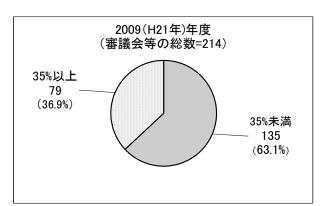
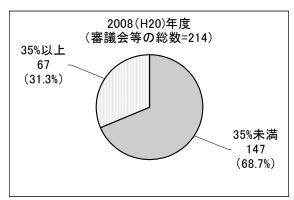


図1 女性委員の参加比率の目標値35%の達成状況



◆ 局(室)区別の審議会等への女性の参加比率は、川崎区役所が最も高く43.9%

- 局(室)区別の女性の参加比率は、川崎区役所が最も高く(43.9%)、続いて市民・こども 局(40.2%)、水道局(38.5%)が高くなっている。
- 区役所においては、市民活動団体やボランティア・グループ等への女性の参加が高く、審議会等委員の参画においてもそれが反映されて、全般的に女性の参加比率が高くなっている。
- なお、2008(平成 20)年 6 月 1 日現在と比べ、女性の参加比率が 1 ポイント以上増加した局区は 11 である。

表3 女性の参加比率(参加比率の高い順)

局(室)区名	2009(平成 21)年 参加比率	2008(平成 20)年 参加比率	前年	比
川崎区役所	43.9%	38.9%	+5.0%	↑
市民・こども局	40.2%	37.5%	+2.7%	↑
水道局	38.5%	38.5%	±0%	\rightarrow
建設局	38.1%	33.3%	+4.8%	\uparrow
麻生区役所	38.0%	35.4%	+2.6%	\uparrow
中原区役所	37.5%	34.7%	+2.8%	\uparrow
宮前区役所	37. 2%	37.1%	+0.1%	\uparrow
多摩区役所	36.8%	34.7%	+1.9%	\uparrow
教育委員会	33.9%	30.8%	+3.1%	\uparrow
幸区役所	33.7%	33.7%	±0%	\rightarrow
財政局	33. 3%	33.3%	±0%	\rightarrow
交通局	30.8%	23.8%	+7.0%	1
高津区役所	29.9%	29.2%	+0.7%	↑
健康福祉局	28.9%	28.7%	+0.2%	\uparrow
まちづくり局	25.6%	29.1%	-3.5%	\downarrow
環境局	22.4%	20.2%	+2.2%	↑
総合企画局	21.9%	38.5%	-16.6%	\downarrow
経済労働局	18.9%	19.9%	-1.0%	\downarrow
病院局	13.3%	21.4%	-8.1%	\downarrow
選挙管理委員会	12.5%	12.5%	±0%	\rightarrow
総務局	11.6%	9.9%	+1.7%	↑
消防局	8.2%	8.2%	±0%	\rightarrow
港湾局	7.7%	3.8%	+3.9%	1
全局(室)区	28. 9%	27.9%	+1.0%	\uparrow

◆ 委員が男女ほぼ同数*4で構成されている審議会等は、31 (14.5%)

- 審議会等の総数 214 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等は 次の 31 (14.5%) である。
- 前年度と比較すると、審議会等の数は2減少、比率としては0.9ポイントの減少である。

表 4 審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等

総務局(1)	建設局(1)			
● 川崎市公務災害補償等審査会	● 川崎市専門委員(下水道事業問題研究担当)			
総合企画局(1)	川崎区役所(1)			
● 川崎市政策評価委員会	● 川崎区地域包括支援センター運営協議会			
財政局(3)	幸区役所(1)			
■ 川崎市政府調達苦情検討委員会	● 幸区地域福祉計画推進検討会議			
● 川崎市入札監視委員会	中原区役所(3)			
● 川崎市不動産評価専門委員	● 中原区民生委員推薦区会			
	● 中原区健康づくり推進会議			
市民・こども局(5)	● 中原区市民提案型事業審査委員会			
● 川崎市子どもの権利委員会	高津区役所(1)			
● 川崎市男女平等推進審議会	● 高津区協働推進事業協働事業提案·外部評価			
● 川崎市文化芸術振興会議	団体選考委員会			
川崎市広報モニター委員会	宮前区役所(1)			
 ● 川崎市保育園在園児等健康管理委員会				
経済労働局(1)	● 宮前区民生委員推薦区会			
● 川崎市食の安全確保対策協議会	多摩区役所(1)			
健康福祉局(4)	● 多摩区民生委員推薦区会			
● 川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会				
● 川崎市精度管理専門委員会	麻生区役所(1)			
● 川崎市医療安全相談センター運営協議会● 川崎市食育推進会議	● 麻生区地域包括支援センター運営協議会			
まちづくり局(4)	教育委員会 (2)			
● 川崎市建築審査会				
● 川崎市開発審査会	● 川崎市教育文化会館運営審議会			
● 川崎市都市景観審議会	● 川崎市高津市民館運営審議会			
● 川崎市住宅政策審議会				

Ⅱ-2. 女性委員のいない審議会等について

^{*4} 参加促進要綱第3条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標としている。したがって、前年度に引き続き、委員総数(現員)が偶数の場合は男女の委員数が半数であること、奇数の場合は男女の委員数の差が1人である審議会等を「ほぼ同数」とした。

◆ 女性委員のいない審議会等*5の数は14(6.5%)

- 女性委員のいない審議会等の数は、審議会等の総数 214 のうち 14 であり、全体の 6.5%である。
- 前年度と比較すると、審議会等の数は1増加、比率としては0.4ポイントの増加である。

表 5 女性委員のいない審議会等(局(室)区別)

[]内は審議会等の区分 (p.2<表1 調査区分>参照)

総務局 (2)		まちづくり局 (2)				
● 川崎市防災協力連絡会● 川崎市専門委員(法規担当)	(D)		(A)			
総合企画局(1)		建設局 (1)				
等々力緑地再編整備検討委員会	(D)	江川1号雨水幹線その2工事に伴う道路陥没対策委員会	事故 [D]			
環境局 (2)		幸区役所(1)				
● 川崎市廃棄物処理施設専門家会議	(B)	● 幸区提案型協働推進事業審査委員会 〔	(D)			
● 汚染土壌浄化施設認定等検討会議	(D)	消防局 (2)				
健康福祉局 (3)		● 川崎市危険物保安審議会 [(D)			
● 川崎市ホームレス自立支援市民事	業助成	● 川崎市救急業務検討委員会 〔	(D)			
審査委員会	(D)					
● 富士見公園環境改善連絡協議会	(D)					
● 川崎市休日急患診療所運営委員会i	車絡協					
議会	(D)					

◆ 女性のいない理由として「あて職」や専門家·役職者に女性が少ないことが挙げられる。

- 女性委員のいない 14 の審議会等を調査区分 (P2 表 1 参照) ごとにみると、区分 A が 1 (7.1%)、区分 B が 1 (7.1%)、区分 C が 1 (7.1%)、区分 D が 11 (78.6%) である。
- 女性の参加が進まない理由としては、要綱等において職務が規定されていること (いわゆる「あて職」の問題) が挙げられる。

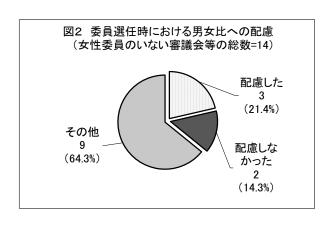
^{*5}第2期川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)において、2013(平成25)年度までの目標として 女性委員のいない審議会をなくすとしている。

● また、必要とする学識経験者の専門分野、参加 を依頼する関係団体の役職者、市の管理職に女性 が少ないことも挙げられる (P28「6 女性のいない 審議会等 集計」参照)。

表6 女性のいない審議会等 (根拠法別、総数=14)

区分A	1 (7.1%)
区分B	1 (7.1%)
区分C	1 (7.1%)
 区分D	11 (78.6%)

● 女性のいない審議会等のうち、委員選任時に所管課として男女比に「配慮した」審議会等は3(21.4%)、「配慮しなかった」審議会等は2(14.3%)、「その他」と回答した審議会等は9(64.3%)である*6。



^{*6 2004(}平成 16)年度から委員選任時における男女比への配慮状況を「配慮した」「配慮しなかった」「その他」の3択で調査している。国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり、専門分野や管理職級に女性がいない等、所管課の取組みだけでは参加を促進できない場合は「その他」を選択していただくこととしている。

Ⅲ 課題及び今後の改善策

参加促進要綱において、2013(平成25)年度までに審議会等の女性委員比率が35%となるよう目指しており、今年度は28.9%と前年度の27.9%に比べて1ポイント増加し、初めての28%台となった。大きな要因としては、これまでの各審議会等所管課における取組の成果として、35%の目標を達成した審議会等が79(全審議会等の数214の36.9%)と、前年よりも12増えたことである。一方で、女性委員比率20%未満、とりわけ女性委員のいない審議会等の割合は依然として変化がない状況が続いている。女性の参加が進まない理由としては、あて職や専門分野に女性が少ないこと等により、結果として女性委員を選任できない状況があげられる。

今年度の調査結果を踏まえ、まずはあらゆる分野における女性委員の参加比率を増やすための 取組の充実や、特に女性委員のいない、もしくは極端に少ない審議会等においては、重点的に女 性の参画推進のための取組を進める必要があることから、今後も各局(室)区と協議し、次のよ うなさまざまな方策を講じていく。

1 審議会等委員への女性の参加促進に係る趣旨の周知徹底

(1) 男女平等に関する職員意識の向上

審議会への女性の参加を促進することは、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な 視点を導入し、新たな発想を取り入れる効果を生み出すことにつながると考える。事前協議 制及び参加促進要綱の趣旨について、イントラネットや各局(室)区に設置した「川崎市男 女共同参画推進員」を通じて定期的な周知を図る。とりわけ各審議会等を所管する担当職員 のモチベーションの向上は重要であり、職員自身も男女共同参画社会の実現に向けての意識 と意欲を持つことが求められる。事前協議を通じ、個々の審議会等の性格に配慮した、きめ 細かな対応により、職員意識の向上に努めていく。また、積極的改善措置(ポジティブアク ション)の具体的な取組を含む好事例を収集し、イントラネット等で事例集を広報していく など推進体制の整備に努め、積極的に趣旨の普及を図る。

(2) 参加を依頼する団体等への協力依頼

審議会等の委員選任にあたり団体推薦委員については、事業所及び団体等に推薦依頼をするケースが多く、要綱等に規定される「……機関の代表者」という表現に基づき、役職者やそれに準ずる者が委員として選ばれる傾向があり、女性委員の占める割合が依然として低い状況が続いている。この点をふまえ、推薦を依頼する団体等に対して審議会等委員への女性の参加促進の必要性や本市参加促進要綱の趣旨を伝えるとともに、関連事項として女性の人材育成に係る取組等への協力を求めていく。

2 「あて職」の職域拡大

女性の参加比率が低い審議会等のうち、職務指定の規定(いわゆる「あて職」)や職務指定の

慣例が女性の参加を困難にしている状況がある。条例や要綱等に職務指定の規定がある審議会等については、所管局(室)区に対して男女共同参画推進の重要性から各審議会等の性格や状況を踏まえ職務指定の必要性について検討し、可能なものについては「……機関の代表者」や「……の長」等の規定の緩和・廃止、委員定数に占める職務指定者割合の縮小、公募委員等の職務指定者以外の参加枠の設置等、女性の参加比率向上に向け、柔軟な対応を図るよう協力を求めていく。

また、条例や要綱による職務指定はないが、慣例的に職務指定の行われている審議会等についても、所管局(室)区に対して事前協議を通じ、職務の固定化をせず人選の多様化を図るよう働きかけていく。

3 事前協議制の充実

事前協議において、2005(平成17)年から事前協議書を委員の委嘱伺いの添付資料にしたことにより、事前協議書の提出数は増加したが、女性委員の参加比率向上に直接結びつかない現状があることから、審議会等の所管局との効果的な協議に努める。

また、具体的な事前協議を行う時期については、参加促進要綱第 5 条において協議を「委員が確定する前に」行うこととしているが、協議時期の問題等により事前協議が困難になるケースが多々見受けられる。このような現状を鑑み、関係部局と調整の上、協議時期を含め、より実効性のある仕組みとなるよう検討していく。

4 効果的な人材情報の提供

専門分野や市の管理職級及び委員の推薦を依頼する関係団体の代表者等に女性の人材が少ないことが、結果として女性委員を選任できない状況になっている。

国は、2008(平成 20)年 4 月に「女性の参画加速プログラム」を決定して、女性の参画が進んでいない分野(医師・研究者・公務員)に焦点を当てた取組を進めており、本市においても行動計画においてさまざまな分野の政策・方針決定過程における女性の参画促進に向けた取組を進めている。このような専門職及び地域活動等における女性人材の育成が、後々女性委員の参加促進につながることが期待されている。

しかし、審議会等の委員とする人材の発掘については、各局(室)区の審議会等を所管する 課に委ねられており、新たに女性人材を必要とする際などに人材情報が乏しい現状となってい る。審議会等委員への女性の参画を促進するためには、人材を求める所管課への女性人材情報 の提供が欠かせないと考えられ、現存する人材情報の整備や人材情報を円滑に提供するシステ ムづくりなどの取組を進めていく。

集 計 データ

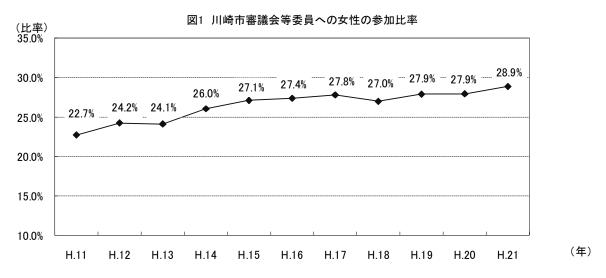
1 審議会等委員への女性の参加状況〔年別〕

毎年6月1日現在

1988(昭和63)年 106 50 2,944 396 2,548 1989(平成元)年 116 54 3,221 425 2,796 1990(平成2)年 129 53 3,389 486 2,903 1991(平成3)年 122 40 3,223 527 2,696 1992(平成4)年 123 42 3,420 560 2,860 1993(平成5)年 201 53 3,373 607 2,766 1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	11.3% 12.2% 13.8% 13.5% 13.2%
1986(昭和61)年 2,908 355 2,553 1987(昭和62)年 2,915 402 2,513 1988(昭和63)年 106 50 2,944 396 2,548 1989(平成元)年 116 54 3,221 425 2,796 1990(平成2)年 129 53 3,389 486 2,903 1991(平成3)年 122 40 3,223 527 2,696 1992(平成4)年 123 42 3,420 560 2,860 1993(平成5)年 201 53 3,373 607 2,766 1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	12.2% 13.8% 13.5% 13.2%
1987(昭和62)年 2,915 402 2,513 1988(昭和63)年 106 50 2,944 396 2,548 1989(平成元)年 116 54 3,221 425 2,796 1990(平成2)年 129 53 3,389 486 2,903 1991(平成3)年 122 40 3,223 527 2,696 1992(平成4)年 123 42 3,420 560 2,860 1993(平成5)年 201 53 3,373 607 2,766 1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	13.8% 13.5% 13.2%
1988(昭和63)年 106 50 2,944 396 2,548 1989(平成元)年 116 54 3,221 425 2,796 1990(平成2)年 129 53 3,389 486 2,903 1991(平成3)年 122 40 3,223 527 2,696 1992(平成4)年 123 42 3,420 560 2,860 1993(平成5)年 201 53 3,373 607 2,766 1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	13.5% 13.2%
1989(平成元)年 116 54 3,221 425 2,796 1990(平成2)年 129 53 3,389 486 2,903 1991(平成3)年 122 40 3,223 527 2,696 1992(平成4)年 123 42 3,420 560 2,860 1993(平成5)年 201 53 3,373 607 2,766 1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	13.2%
1990(平成2)年 129 53 3,389 486 2,903 1991(平成3)年 122 40 3,223 527 2,696 1992(平成4)年 123 42 3,420 560 2,860 1993(平成5)年 201 53 3,373 607 2,766 1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	
1991(平成3)年 122 40 3,223 527 2,696 1992(平成4)年 123 42 3,420 560 2,860 1993(平成5)年 201 53 3,373 607 2,766 1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	4 4 4 4
1992(平成4)年 123 42 3,420 560 2,860 1993(平成5)年 201 53 3,373 607 2,766 1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	14.3%
1993(平成5)年 201 53 3,373 607 2,766 1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	16.4%
1994(平成6)年 200 46 3,288 587 2,701 1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	16.4%
1995(平成7)年 219 42 3,730 746 2,984 1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	18.0%
1996(平成8)年 243 36 3,990 828 3,162	17.9%
	20.0%
	20.8%
1997(平成9)年 233 36 3,704 841 2,863	22.7%
1998(平成10)年 244 27 3,747 904 2,843	24.1%
1999(平成11)年 217 27 3,104 705 2,399	22.7%
2000(平成12)年 213 25 3,334 808 2,526	24.2%
2001(平成13)年 213 22 3,304 796 2,508	24.1%
2002(平成14)年 214 18 3,254 847 2,407	26.0%
2003(平成15)年 215 22 3,339 905 2,434	27.1%
2004(平成16)年 207 21 3,184 872 2,312	27.4%
2005(平成17)年 188 16 2,892 804 2,088	27.8%
2006(平成18)年 185 18 2,848 769 2,079	27.0%
2007(平成19)年 213 15 3,079 858 2,221	27.9%
2008(平成20)年 214 13 3,067 857 2,210	27.9%
2009(平成21)年 214 14 3,100 895 2,205	_ , , 0

^{*「}川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2年6月1日施行。

^{*} 平成16年度から審議会等委員における女性比率の目標値が35%に変更となっている。



^{*}平成10年度までは、すべての審議会等を調査対象としていた。平成11年度からは調査対象を要綱等に基づき設置された協議会等に限定し、議会の同意・選挙を委員選任の要件とする等、一定の要件を満たす審議会等を除外した。

2 審議会等委員への女性の参加状況 [局(室)区別]

No.	局(室)区名	審議会等の数と 昨年比(ア)		女性委員が35%に満たない 審議会等の数と全審議会数 に占める割合(ウ)	(ア)のうち女 性委員のい ない審議会 等の数(エ)	審議会等 委員の総 数(オ)	女性委 員数(力)	女性委員の参加比率 と前年比(キ)
1	総務局	10 (-1)	0 (0.0%)	9 (90.0%)	2	224	26	11.6% (+1.7)
2	総合企画局	4 (+2)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	1	32	7	21.9% (-16.6)
3	財政局	3 (±0)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0	9	3	33.3% (±0)
4	市民・こども局	24 (-1)	5 (20.8%)	9 (37.5%)	0	264	106	40.2% (+2.7)
5	経済労働局	13 (-1)	1 (7.7%)	10 (76.9%)	0	196	37	18.9% (-1.0)
6	環境局	9 (+1)	0 (0.0%)	8 (88.9%)	2	143	32	22.4% (+2.2)
7	健康福祉局	45 (+5)	5 (11.1%)	38 (84.4%)	3	863	249	28.9% (+0.2)
8	まちづくり局	10 (+1)	4 (40.0%)	6 (60.0%)	2	133	34	25.6% (-3.5)
9	建設局	3 (+1)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1	21	8	38.1% (+4.8)
10	港湾局	1 (±0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	26	2	7.7% (+3.9)
11	川崎区役所	6 (-1)	1 (16.7%)	3 (50.0%)	0	82	36	43.9% (+5.0)
12	幸区役所	8 (-1)	1 (12.5%)	5 (62.5%)	1	83	28	33.7% (±0)
13	中原区役所	7 (±0)	3 (42.9%)	1 (14.3%)	0	88	33	37.5% (+2.8)
14	高津区役所	7 (-2)	1 (14.3%)	4 (57.1%)	0	87	26	29.9% (+0.7)
15	宮前区役所	6 (-2)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0	78	29	37.2% (+0.1)
16	多摩区役所	7 (-1)	1 (14.3%)	4 (57.1%)	0	87	32	36.8% (+1.9)
17	麻生区役所	6 (-2)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	0	79	30	38.0% (+2.6)
18	水道局	1 (±0)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	13	5	38.5% (±0)
19	交通局	2 (-1)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0	13	4	30.8% (+7.0)
20	病院局	1 (±0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	15	2	13.3% (-8.1)
21	消防局	5 (±0)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	2	85	7	8.2% (±0)
22	教育委員会	35 (+3)	2 (5.7%)	19 (54.3%)	0	463	157	33.9% (+3.1)
23	選挙管理委員 会	1 (+1)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	16	2	12.5% (±0)
計		214 (±0)	31 (14.5%)	135 (63.1%)	14	3,100	895	28.9% (+1.0)

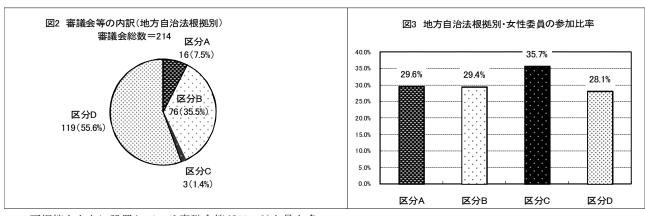
^{*} 全28局(室)区に対し調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局区は23であった。 * 35%を超えている局区は市民・こども局、建設局、川崎区役所、中原区役所、宮前区役所、多摩区役所、麻生 区役所、水道局であった。

3 審議会等委員への女性の参加状況 〔地方自治法根拠別〕

※地方自治法に基づく区分の詳細については、報告書p.2参照。

表1 参加促進要綱による集計

女」 学加促進女們による未可						
根拠別	審議会等の総数	女性を含む審議会の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
区分A(地自法第202条の3)	16	15	571	169	402	29.6%
区分B(地自法第138条の4第3項)	76	75	1,026	302	724	29.4%
区分C(地自法第174条)	3	2	14	5	9	35.7%
(法律・条令 小計)	95	92	1,611	476	1,135	29.5%
区分D(その他要綱等)	119	108	1,489	419	1,070	28.1%
合計	214	200	3,100	895	2,205	28.9%



^{*} 要綱等をもとに設置している審議会等が55.6%と最も多い。

表2 参加促進要綱適用除外の附属機関等の状況

根拠別	審議会等の総数	女性を含む審議会の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
区分A(地自法第202条の3)	1	1	7	3	4	42.9%
区分B(地自法第138条の4第3項)	4	3	41	12	29	29.3%
区分C(地自法第174条)	3	3	9	7	2	77.8%
合 計	8	7	57	22	35	38.6%

表3 附属機関等の状況

根拠別	審議会等の総数	女性を含む審議会の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
区分A(地自法第202条の3)	17	16	578	172	406	29.8%
区分B(地自法第138条の4第3項)	80	78	1,067	314	753	29.4%
区分C(地自法第174条)	6	5	23	12	11	52.2%
合 計	103	99	1,668	498	1,170	29.9%

区分C: 地方自治法第174条 区分D: その他要綱等

			委	員	左の 女性		委員(公募	のうち 委員		現委 任期	員の 満了	再任の取	要綱に			
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合 (%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い		の要件 等	区分	根拠法令等
総務	局															
1	川崎市公務災害補償等審査会	職員厚生課	3	3	1	33.3%	0	0	3	22	1	あり			В	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例
2	姉妹・友好都市等交流推進川崎市民委員会	交流推進課		40	6	15.0%	0	0	2	21	11	あり			D	姉妹·友好都市等交流推進川崎市市民委 員会設置要綱
3	川崎市情報公開·個人情報保護審査会	行政情報課	8	8	4	50.0%	0	0	2	22	10	あり	除外	(1)	(B)	川崎市情報公開条例
4	川崎市資産公開等審査会	行政情報課	7	5	3	60.0%	1	0	2	21	10	あり	除外	(1)	(B)	川崎市資産公開等審査会条例
5	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	3	1	1	100.0%	0	0	2	21	12	あり	除外	(1)	(C)	川崎市個人情報保護条例
6	川崎市情報公開運営審議会	行政情報課	15	15	6	40.0%	3	2	2	21	12	あり			В	川崎市情報公開条例
7	川崎市職員衛生管理審査委員会	職員厚生課	若干名	11	3	27.3%	0	0	なし				除外	(2)	(D)	川崎市職員安全衛生管理規則
8	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	5	4	1	25.0%	0	0	3	22	1	あり			В	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例
9	川崎市防災会議	危機管理室	70 以内	64	3	4.7%	0	0	2年または 任期なし	22	3	あり			А	災害対策基本法 川崎市防災会議条例
10	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	若干名	62	3	4.8%	0	0	2年または 任期なし	22	3	あり	除外	(5)	(D)	川崎市防災会議条例 川崎市防災会議運営要綱
11	川崎市国民保護協議会	危機管理室	55 以内	53	3	5.7%	0	0	2	22	3	あり			Α	国民保護法 川崎市国民保護協議会条例
12	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	55 以内	50	2	4.0%	0	0	2	22	3	あり	除外	(5)	(D)	川崎市国民保護協議会運営要綱
13	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	なし	11	1	9.1%	0	0	検討の終 了まで	_	なし	あり			D	川崎市防災対策検討委員会設置要綱
14	川崎市防災協力連絡会 I	危機管理室	15	14	0	0.0%	0	0	2	22	3	あり			D	川崎市防災協力連絡会設置要綱
15	川崎市行財政改革委員会 (部会含む)	行財政改革室	10以内 部会 10以内	18	5	27.8%	4	0	3	22	9	あり			D	川崎市行財政改革委員会設置要綱
16	川崎市法規担当専門委員	法制課	2	2	0	0.0%	0	0	2	23	3	あり			С	地方自治法第174条及び川崎市専門委員 設置規則
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			361	42	11.6%	8	2								
	総務局合計(審議会等の数;10)			224	26	11.6%	7	2								

15	
Ο.	

			委	員	左の 女性			のうち 委員		現委 任期	員の 満了	再任の取	要綱に	基づく		
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員 (人)	人数(人)	割合(%)	人数	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の等		区分	根拠法令等
総合	企画局															
1	川崎市事業評価検討委員会	企画調整課	5	5	1	20.0%	0	0	1年9月			あり			D	川崎市事業評価検討委員会設置要綱
2	川崎市政策評価委員会	企画調整課	8	8	4	50.0%	3	2	2年	23	9	あり			D	川崎市政策評価委員会設置要綱
3	川崎市自治推進委員会	自治政策部	6	6	2	33.3%	3	1	1年 7ヶ月	22	3	あり			D	川崎市自治推進委員会設置要綱
4	等々力緑地再編整備検討委員会	公園緑地まちづくり調整室 /等々力緑地地域調整担 当	なし	13	0	0.0%	0	0	3年	23	3	あり			D	等々力緑地再編整備検討委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			32	7	21.9%	6	3								
	総合企画局合計(審議会等の数;4)			32	7	21.9%	6	3								
財政	局			*									! !			
1	川崎市政府調達苦情検討委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	23	4	あり			D	川崎市政府調達苦情検討委員会設置要綱
2	川崎市入札監視委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	0	3	23	3	あり			D	川崎市入札監視委員会設置要綱
3	川崎市土地利用審査会	土地審査課	7	7	3	42.9%	0	0	3	22	10	あり	除外	(1)	(A)	国土利用計画法 川崎市土地利用審査会条例
4	川崎市不動産評価専門委員	土地審査課	3	3	1	33.3%	0	0	2	21	7	あり			С	不動産評価専門委員に関する要綱 川崎市不動産評価委員会規程
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			16	6	37.5%	0	0								
	財政局合計(審議会等の数;3)			9	3	33.3%	0	0								
市民	・こども局															
-	川崎市自治功労者選考委員会	市民協働推進課	随時、選	考委員会	開催前(こあて職っ	で委嘱を	行う予定					除外	(7)	(D)	川崎市自治功労者表彰要綱
1	川崎市市民活動推進委員会	市民協働推進課	8以内	8	5	62.5%	2	1	2	22	3	あり			D	川崎市市民活動推進委員会設置要綱
2	川崎市都市型コミュニティ検討委員会	市民協働推進課	12	12	3	25.0%	2	0	2	22	3				D	川崎市都市型コミュニティ検討委員会設置 要綱
3	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	20人 以内	19	0	0.0%	0	0	2	21	6	あり	除外	(2)	(B)	交通安全対策基本法 川崎市交通安全対策会議条例
4	川崎市外国人市民代表者会議	人権·男女共同参画 室	26 以内	25	14	56.0%	25	14	2	22	3	あり			В	川崎市外国人市民代表者会議条例
5	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考 委員会	人権·男女共同参画 室	5以内	4	3	75.0%	0		2	22	8	あり			D	川崎市外国人市民代表者会議代表者選任 要綱、川崎市外国人市民代表者会議代表 者選者委員会設置要領
6	川崎市多文化共生施策検討委員会	人権·男女共同参画 室	5以内	5	1	20.0%	0		3	23	3	あり			D	川崎市多文化共生施策検討委員会設置要 綱

			委	員)うち :委員		のうち 委員		現委 任期		再任の取	要綱に			
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	人数 (人)	割合(%)	人数	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の)要件 }	区分	根拠法令等
-	かわさき人権啓発推進協議会	人権·男女共同参画 室	委員訓	郡整中					2				除外	(7)	(D)	かわさき人権啓発推進協議会設置要綱
7	川崎市男女平等推進審議会	人権·男女共同参画 室	13	13	6	46.2%	2	2	2	22	10	あり			В	男女平等かわさき条例
8	川崎市男女共同参画センター運営委員会	人権·男女共同参画 室	10	10	6	60.0%	1	1	2	22	9	あり			В	川崎市男女共同参画センター条例
9	川崎市DV被害者支援基本計画策定検討委 員会	人権·男女共同参画 室	7	6	5	83.3%	0	0	1年1ヶ 月	22	3				D	川崎市DV被害者支援基本計画策定検討委 員会設置要綱
10	川崎市子どもの権利委員会	人権·男女共同参画 室	10	10	5	50.0%	2	1	3	22	9	あり			В	川崎市子どもの権利に関する条例
11	川崎市平和館運営委員会	平和館	16	16	6	37.5%	0	0	2	22	9	あり			В	川崎市平和館条例 川崎市平和館条例施行規則
12	平和推進補助事業選定委員会	平和館	5	5	2	40.0%	0	0	2	22	3	あり			D	核兵器廃絶・軍縮等を求める平和推進事業 に係る補助要綱 平和推准補助事業選定委員会設置要綱
13	川崎市広報モニター委員会	シティセールス・広報 室	15	15	4	26.7%	7	2	2	23	3	あり			D	川崎市広報モニター委員会設置要綱
14	川崎市イメージアップ事業認定審査会	シティセールス・広報 室	なし	5	1	20.0%	0	0	なし	22	3	あり			D	川崎市イメージアップ事業認定審査会設置 要綱
15	川崎市文化芸術振興会議	市民文化室	10	10	4	40.0%	2	1	3	23	9	あり			В	川崎市文化芸術振興条例
-	川崎市母子保健運営協議会	こども家庭課	18人 以内	選任中									除外	(7)	(D)	川崎市母子保健運営協議会設置要綱
16	川崎市小児特定疾患協議会	こども家庭課	7	7	1	14.3%	0	0	2	20	9	あり			D	川崎市小児特定疾患協議会設置要綱
17	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会	こども家庭課	5	5	1	20.0%	0	0	2	22	3	あり			D	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会設 置要綱
-	川崎市放課後子どもプラン推進委員会	こども本部青少年育 成課	9	委員調整	生中				2			あり	除外	(7)	(D)	川崎市放課後子どもプラン推進委員会設置 要綱
18	川崎市青少年問題協議会	こども本部青少年育 成課	35 以内	28	6	21.4%	0	0	2	22	8	あり			В	地方青少年問題協議会法 川崎市青少年問題協議会条例
19	川崎市青少年の家運営協議会	こども本部青少年育 成課	10 以内	10	4	40.0%	2	2	2	22	4	あり			В	川崎市青少年の家条例
20	川崎市黒川青少年野外活動センタ―運営協 議会	こども本部青少年育 成課	10 以内	10	3	30.0%	2	1	2	23	3	あり			В	川崎市黒川青少年野外活動センター条例
21	川崎市少年自然の家運営協議会	こども本部青少年育 成課	10 以内		2	20.0%	2	0	2	23	3	あり			В	川崎市少年自然の家条例
22	川崎市児童福祉審議会総会	こども福祉課	20 以内	20	8	40.0%	0	0	2	22	3	あり			В	児童福祉法 川崎市児童福祉審議会条例
23	保育所設置·運営法人選考委員会	こども支援部	9 以内	8	4	50.0%	0	0	2	22	3	あり			D	保育所設置運営法人選考委員会設置要綱
24	川崎市保育園在園児等健康管理委員会	保育課	9	9	4	44.4%	0	0	2	22	3	あり			D	川崎市保育園在園児等の健康管理要綱

		de	委	員	左の 女性		委員(公募	委員		現委 任期	員の 満了	再任の取	要綱に			10 15 1 4 45
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	人数 (人)	割合(%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の		区分	根拠法令等
25	川崎市次世代育成支援対策地域協議会	こども企画課	13 以内	13	8	61.5%	2	1	1	22	3				В	次世代育成支援対策推進法/川崎市次世 代育成支援対策地域協議会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等 を含む合計			283	106	37.5%	51	26								
	市民・こども局合計(審議会等の数;24)			264	106	40.2%	51	26								
経済	労働局			·	•	•				•	•					
1	川崎市産業振興協議会	産業政策部 企画課	20	20	3	15.0%	0	0	2	22	8	あり			D	川崎市産業振興協議会設置要綱
2	川崎市消費者行政推進委員会	産業政策部消費者 行政センター	9以内	9	5	55.6%	1	0	2	23	3	あり	除外	(1)	(B)	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関 する条例
-	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部 会	産業政策部消費者 行政センター	委員調整	中									除外	(7)	(B)	
3	川崎市食の安全確保対策協議会	産業政策部消費者 行政センター	10 以 内	10	5	50.0%	1	1	2	22	10	あり			D	川崎市食の安全確保対策協議会設置要綱
4	川崎市大規模小売店舗立地審議会	商業観光課	7	5	1	20.0%	0	0	2	22	5	あり			В	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
5	かわさき「農」の新生プラン推進会議	農業振興センター 農業振興課	15	15	6	40.0%	3	1	3	23	3	あり			D	かわさき「農」の新生プラン推進会議設置要 綱
6	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	30 以内	17	2	11.8%	0	0	2	21	8	あり			В	川崎市勤労者福祉共済条例
7	川崎市労働問題協議会	労働雇用部	20 以内	20	4	20.0%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市労働問題協議会要綱
8	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	10 以内	8	3	37.5%	0	0	3	24	3	あり			D	川崎市マイスター事業要綱
9	川崎市技能功労者等選考委員会	労働雇用部	52	42	3	7.1%	0	0	2	22	8	あり			D	川崎市技能功労者等選考委員会要領
10	川崎市生活文化会館運営委員会	労働雇用部	11 以内	10	3	30.0%	0	0	2	22	10	あり			В	川崎市生活文化会館条例·運営委員会要 綱
11	川崎市立労働会館運営委員会	労働雇用部	10 以内	9	2	22.0%	0	0	2	22	9	あり			В	川崎市労働会館条例
12	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場 北部市場管理課	20 以内	10	2	20.0%	0	0	2	23	3	あり			В	卸売市場法·川崎市中央卸売市場業務条例·川崎市中央卸売市場業務条例施行規 即
13	川崎市中央卸売市場取引委員会	中央卸売市場 北部市場業務課	18 以内	18	1	5.6%	0	0	2	22	5	あり			В	卸売市場法第13条の2,業務条例第80条の2 ~5,業務条例施行規則第106条の2~5
14	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	南部市場管理課	13	12	2	16.7%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市地方卸売市場業務条例
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等 を含む合計			205	42	20.5%	5	2								
	経済労働局合計(審議会等の数;13)			196	37	18.9%	4	2								

		de	委	員)うち :委員		のうち 委員		現委 任期		再任の取	要綱に基			101511 A 25
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員 (人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の等	要件	区分	根拠法令等
環境	局															
1	川崎市環境審議会	環境調整課	30 以内	30	8	26.7%	6	1	2	22	2	あり			В	川崎市環境基本条例
2	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	30 以内	27	8	29.6%	4	1	2	21	8	あり			D	「環境パートナーシップかわさき」設置要綱
3	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	20 以内	19	2	10.5%	2	1	2	22	11	あり			В	川崎市環境影響評価に関する条例
4	川崎市自動車公害対策推進協議会	交通環境対策課	19	19	2	10.5%	0	0	2	22	3	あり			D	川崎市自動車対策推進協議会設置要綱
5	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	6	6	0	0.0%	0	0	2	22	3	あり			В	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要 細 及び 川崎市廃棄物処理施設専門家会
6	汚染土壌浄化施設認定等検討会議	環境対策課	3	3	0	0.0%	0	0	2	23	3	あり			D	汚染土壌浄化施設認定等検討会議設置要 綱
7	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川施策推進課	10 以内	10	1	10.0%	5	1	2年	21	7	あり			D	川崎市多摩川プラン推進会議設置要項
8	川崎市新エネルギー推進協議会	地球環境推進室	10人 以内	9	3	33.3%	0	0	2年	22	9	あり			D	川崎市新エネルギー推進協議会設置要綱
9	川崎市ごみ減量推進市民会議	廃棄物政策担当	20	20	8	40.0%	5	1	2	22	7	あり			D	川崎市ごみ減量推進市民会議設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			143	32	22.4%	22	5								
	環境局合計(審議会等の数;9)			143	32	22.4%	22	5								
健康	福祉局										,			•		
1	川崎市介護認定審査会	介護保険課	234	234	119	50.8%			2	23	3	あり			А	介護保険法 川崎市介護保険条例 川崎市介護認定審査会規則
2	川崎市介護保険運営協議会	介護保険課	20	20	6	30.0%	4	2	3	21	6	あり			В	川崎市介護保険条例 川崎市介護保険運営協議会規則
3	市民健康づくり運動推進会議	健康増進課	18	17	6	35.3%	1	1	2	23	5	あり			D	市民健康づくり運動推進会議設置運営要領
4	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会	健康増進課	45	45	4	8.9%	0	0	2	23	4	あり			D	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会設 置要綱
5	川崎市市民葬儀運営協議会	健康増進課	10	9	3	33.3%	0	0	2	22	3	あり			D	川崎市市民葬儀実施要領
6	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	15	15	2	13.3%	0	0	2	22	9	あり			Α	公害健康被害の補償等に関する法律第45 条、川崎市公害健康被害認定審査会条例
7	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査 会	環境保健課	6以内	6	1	16.6%	0	0	2	22	9	あり			В	公害健康被害の補償等に関する法律第23 条、川崎市公害健康被害補償診療報酬等 寒杏会条例
_	川崎市成人呼吸器疾患調査研究委員会	環境保健課	委員調整	<u>——</u>									除外	(7)	(D)	

	A	4tm	委	員	左 <i>の</i> 女性			のうち 委員		現委 任期	員の 満了	再任の取	要綱に	基づく		
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員 (人)	人数(人)	割合 (%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の等)要件 F	区分	根拠法令等
8	川崎市成人ぜん息医療費助成認定審査会	環境保健課	6	6	1	16.6%	0	0	2	22	3	あり			В	川崎市成人ぜん息医療費助成条例
9	川崎市感染症診査協議会	健康安全室	18 以内	16	2	12.5%	0	0	2	23	3	あり			Α	川崎市感染症診査協議会条例
10	川崎市感染症対策協議会	健康安全室	35 以内	19	4	21.1%	0	0	2	21	3	あり			D	川崎市感染症対策協議会設置要綱
11	川崎市エイズ対策推進協議会	健康安全室	25	22	4	18.2%	0	0	2	23	5	あり			D	川崎市エイズ対策推進協議会設置要綱
12	川崎市予防接種運営委員会	健康増進課	25 以内	25	5	20.0%	0	0	2	21	5	あり			В	川崎市予防接種運営委員会条例
-	川崎市明るい町づくり対策協議会	地域福祉課	なし	未設置			0	0	なし	_	_	あり	除外	(7)	(D)	川崎市明るい町づくり対策協議会要綱
13	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	35 以内	27	6	22.2%	0	0	3	23	3	あり			Α	社会福祉法 川崎市社会福祉審議会条例
14	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	14	14	4	28.6%	0	0	3	22	9	あり			А	民生委員法 川崎市民生委員推薦会規則
-	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会	地域福祉課	6月11	日現在、作	木止中の	ため、本語	調査対象	から除外					除外	(7)	D	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議 会設置要綱
15	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成審 査委員会	地域福祉課	6	3	0	0.0%	0	0	なし	_	_				D	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成 要綱
16	富士見公園環境改善連絡協議会	健康福祉局地域福祉課/環境局公園管理課(共管)	なし	13	0	0.0%	0	0	なし	_	_	あり			D	富士見公園環境改善連絡協議会設置要綱
17	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	23	23	6	26.1%	7	3	2	23	5	あり			Α	国民健康保険法、国民健康保険法施行令 川崎市国民健康保険条例 川崎市国民健康保険運営協議会規則
18	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	障害福祉課	なし	5	1	20.0%	0	0	1	21	7	あり			В	川崎市身体障害更生資金貸付条例、川崎 市身体障害者更生資金貸付審査会規則
19	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員 会	障害福祉課	5	5	2	40.0%	0	0	2	22	1	あり			D	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員 会設置要綱
20	川崎市障害程度区分認定審査会	障害計画課	43	26	5	19.2%	0	0	1	22	3	あり			Α	障害者自立支援法
21	川崎市障害者施策推進協議会	障害計画課	20 以内	19	6	31.6%	0	0	2	21	12				A	川崎市障害者施策推進協議会条例
22	川崎市精神医療審査会	精神保健福祉センター	10	10	2	20.0%	0	0	2	22	3	あり			Α	精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律
23	川崎市精神保健福祉センター判定会	精神保健福祉センター	5	5	1	20.0%	0	0	3	23	3	あり			D	川崎市精神保健福祉センター判定会設置 要綱
_	川崎市障害者施設等設置法人選考委員会	障害計画課	6月1日現	在、休止	中のため	か、本調査	対象から	除外	,				除外	(7)	(D)	
_	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセ ンター運営協議会	障害計画課	6月1日現	在、委員	が選任さ	れていな	い状況の	かため、オ	調査対象	から	除外		除外	(7)	(B)	
24	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	14	14	3	21.0%	0	0	3	22	3				В	精神保健及び精神障害者の福祉に関する 法第9条、川崎市精神保健福祉審議会条例

			委	員	左の 女性			のうち 委員			員の 満了	再任の取	要綱に基			
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員 (人)	人数 (人)	割合(%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の 等	要件	区分	根拠法令等
25	川崎市地域医療審議会	地域医療課	30	20	2	10.0%	1	1	2	21	9	あり			В	川崎市地域医療審議会条例
26	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協 議会	地域医療課	15	15	0	0.0%	0	0	2	21	6	あり			D	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協 議会要綱
27	川崎市救急医療情報システム運営委員会	地域医療課	11	11	1	9.1%	0	0	2	22	4	あり			D	川崎市救急医療情報システム運営委員会 要綱
28	川崎市血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	4	30.8%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例 川崎市血液対策センター条例施行規則
29	川崎地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
30	幸地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	12	2	16.7%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
31	中原地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
32	高津地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
33	宮前地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
34	多摩地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	1	7.7%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
35	麻生地区血液対策協議会	健康安全室	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	23	3	あり			В	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
36	川崎市精度管理専門委員会	地域医療課	6	5	2	40.0%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市精度管理委員会設置要綱
37	川崎市小児救急医療連絡協議会	地域医療課	15	15	1	6.7%	0	0	2	22	7	あり			D	川崎市小児救急医療連絡協議会要綱
38	川崎市医療安全相談センター運営協議会	地域医療課	9	9	5	55.6%	0	0	2	21	7	あり			D	川崎市医療安全相談センター運営協議会 設置要綱
_	川崎市介護老人保健施設運営委員会	介護老人保健施設三田あ すみの丘	委員調整	學中									除外	(7)	(B)	
39	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス 課	15 以内	15	3	20.0%	3	2	2	23	3	あり			D	道路運送法、道路運送法施行規則、川崎市 福祉有償運送運営協議会運営等要綱
40	川崎市生活保護適正実施検討委員会	保護指導課	11 以内	11	5	45.5%	2	1	2	22	11	あり			D	川崎市生活保護適正実施検討委員会設置 要綱
41	川崎市総合周産期医療整備検討会	地域医療課	12	12	2	16.7%	0	0	2	22	3	あり			D	川崎市総合周産期医療整備検討委員会要 綱
42	川崎市DMAT計画運営検討協議会	地域医療課	18	14	2	14.3%	1	1	1	22	3	あり			D	川崎市DMAT計画運営検討協議会設置要 綱
43	川崎市食育推進会議	健康増進課	19	19	10	52.6%	2	2	2	21	6	あり			В	川崎市食育推進会議条例
44	川崎市立看護短期大学あり方検討委員会	総務学生課	7	7	2	28.6%	0	0	1	22	3	あり			D	川崎市立看護短期大学あり方検討委員会 設置要綱

	master A. A.		委	員	左の 女性		委員(公募		/r #8 / fr \	現委 任期	員の 満了	再任の取	要綱に		- ^	AT In at A for
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合 (%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の 等		区分	根拠法令等
45	川崎市公的介護施設等設置·運営法人選考 委員会	高齢者事業推進課	10	9	2	22.2%	0	0	2	21	9	あり			D	川崎市公的介護施設等設置·運営法人選 考委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			863	249	28.9%	21	13								
	健康福祉局合計(審議会等の数;45)			863	249	28.9%	21	13								
まち	づくり局			•							-		-			
1	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会	企画課	30 以内	28	6	21.4%	4	1	2	22	7	あり			D	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会 設置要綱
2	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	7	7	4	57.1%	0	0	2	22	3	あり			Α	川崎市建築審査会条例
3	川崎市開発審査会	まちづくり調整課	7	7	3	42.9%	0	0	2	22	7	あり			A	川崎市開発審査会条例
4	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	9 以内	9	3	33.3%	0	0	2	21	12	あり			В	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行 為に係る紛争の調整等に関する条例
5	川崎都市計画審議会	都市計画課	20 以内	20	2	10.0%	3	1	2	22	4 (公 墓5)	あり			A	川崎市都市計画審議会条例
6	川崎市都市景観審議会	景観・まちづくり支援課	15 以内	15	8	53.3%	3	2	2	21	6	あり			В	川崎市都市景観条例
7	川崎市住宅政策審議会	住宅整備課	15	15	7	46.7%	3	2	2	23	1	あり			В	川崎市住宅基本条例 川崎市住宅政策審議会規則
8	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議 会	登戸区画整理事務 所	10	10	0	0.0%	8	0	5	5	12	あり			Α	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例
9	川崎市地域公共交通会議	交通計画課	20 以内	14	1	7.1%	2	1	2	22	3	あり			В	道路運送法 川崎市地域公共交通会議設置要綱
10	川崎市耐震改修構造判定検討委員会	施設計画課	8	8	0	0.0%	0	0	2	21	6	あり			D	川崎市耐震改修構造判定検討委員会設置 要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等 を含む合計			133	34	25.6%	23	7								
	まちづくり局合計(審議会等の数:10)			133	34	25.6%	23	7								
建設	局															
1	川崎市屋外広告物審議会	路政課	15	10	4	40.0%			2	22	3	あり			В	川崎市屋外広告物条例
_	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車対策室	30	未設置								あり	除外	(7)	(B)	自転車の安全利用の促進及び自転車等の 駐車対策の総合的促進に関する法律
2	江川1号雨水幹線その2工事に伴う道路陥 没事故対策委員会	下水道部管路課	3	2	0	0.0%	0	0	なし	目的達	を成まで				D	江川1号雨水幹線その2工事に伴う道路陥 没事故対策委員会設置要綱
3	川崎市専門委員(下水道事業問題研究担当)	下水道部経営企画 担当	9	9	4	44.4%	0	0	1年 8ヶ月	22	3	あり			С	地方自治法、川崎市専門委員設置規則、川崎市専門委員(下水道事業問題研究担当)

			委	員	左の 女性		委員(公募			現委 任期		再任の取	要綱に	基づく		
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合 (%)	人数 (人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の等		区分	根拠法令等
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等 を含む合計			21	8	38.1%	0	0								
	建設局合計(審議会等の数;3)			21	8	38.1%	0	0								
港湾	局		1	1												
1	川崎港港湾審議会	庶務課	35 以内	26	2	7.7%	0	0	2	22	9	あり			Α	港湾法、川崎港港湾審議会条例
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			26	2	7.7%	0	0								
	港湾局合計(審議会等の数;1)			26	2	7.7%	0	0								
川嶋	区役所															
1	川崎区区民会議	企画課	20 以内	20	6	30.0%	4	3	2	22	6	あり			В	川崎市区民会議条例
2	川崎保健所運営協議会	地域保健福祉課	18	18	6	33.3%	2	0	2	23	5	あり			В	川崎市保健所運営協議会条例
3	川崎区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	23	6	あり			D	川崎市民生委員推薦会規則
4	川崎区地域福祉計画策定委員会	地域保健福祉課	17	17	11	64.7%	2	2	2	22	2	あり			D	川崎区地域福祉計画策定委員会設置要綱
5	川崎区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	7	58.3%	3	3	2	22	5	あり			D	健康づくり推進会議設置運営要綱
6	川崎区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	4	50.0%	2	1	3	21	6	あり			D	区地域包括支援センター運営協議会設置 運営要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			82	36	43.9%	13	9								
	川崎区役所合計(審議会等の数;6)			82	36	43.9%	13	9								
幸区	役所															
1	幸区区民会議	企画課	20	20	7	35.0%	4	1	2	22	6	あり			В	川崎市区民会議条例 幸区区民会議要綱
2	幸区提案型協働推進事業審査委員会	企画課	3	3	0	0.0%	0	0	2	22	6	あり			D	幸区提案型協働推進事業審査委員会設置 要綱
3	川崎市幸保健所運営協議会	地域保健福祉課	20 以内	15	2	13.3%	0	0	2	22	4	あり			В	川崎市保健所運営協議会条例
4	幸区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12 以内	11	9	81.8%	2	2	2	22	5	あり			D	幸区健康づくり推進会議設置運営要綱
5	幸区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	23	6	あり			D	川崎市民生委員推薦会規則
6	幸区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20 以内	13	6	46.2%	0	0	2	22	3	あり			D	幸区地域福祉計画推進検討会議設置要綱

			委	員	左の 女性			のうち :委員		現委 任期		再任の取	要綱に基づく除外の要件		
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の要件 等	区分	根拠法令等
7	幸区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	2	25.0%	2	0	3	21	6	あり		D	区地域包括支援センター運営協議会設置 運営要綱
8	川崎市幸地区老人ホーム入所判定委員会	高齢者支援課	6	6	1	16.7%	0	0	2	23	3	あり		D	川崎市幸地区老人ホーム入所判定委員会 設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等 を含む合計			83	28	33.7%	8	3							
	幸区役所合計(審議会等の数;8)			83	28	33.7%	8	3							
中原	区役所										•			•	
1	中原区区民会議	企画課	20	19	7	35.0%	4	2	2	22	6	あり		D	川崎市区民会議条例 中原区区民会議要綱
2	中原保健所運営協議会	地域保健福祉課	20人 以内	16	4	25.0%	0	0	2	22	4	あり		В	川崎市保健所運営協議会条例
3	中原区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	なし	7	3	42.9%	0	0	2	23	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
4	中原区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12人 以内	12	6	50.0%	0	0	2	22	5	あり		D	中原区健康づくり推進会議設置運営要綱
5	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20人 以内	19	7	36.8%	2	0	2	22	3	あり		D	中原区地域福祉計画推進検討会議設置要 網
6	中原区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8 以内	8	3	37.5%	2	1	3	21	6			D	区地域包括支援センター運営協議会設置 運営要綱
7	中原区市民提案型事業 審査委員会	企画課	7 以内	7	3	42.9%	0	0	2	21 (22)	11 (1)	あり		D	中原区市民提案型事業実施要綱 中原区市民提案型事業審査委員会設置要 ⁶⁹
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			88	33	37.5%	8	3							
	中原区役所合計(審議会等の数;7)			88	33	37.5%	8	3							
高津	区役所														
1	高津区区民会議	企画課	20	20	4	20.0%	4	2	2	22	6	あり		В	川崎市区民会議条例 高津区区民会議要綱
2	高津区協働推進事業協働事業提案·外部評 価団体選考委員会	企画課	5	5	2	40.0%	0	0	2	23	3	あり		D	高津区協働推進事業協働事業提案選考· 外部評価委員会設置要綱
3	高津保健所運営協議会	地域保健福祉課	20	17	5	29.4%	0	0	2	22	4	あり		В	川崎市保健所運営協議会条例
4	高津区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	23	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
5	高津区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	5	41.7%	1	0	2	22	5	あり		D	高津区健康づくり推進会議設置運営要綱
6	高津区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20	18	4	22.2%	3	1	3	23	3	あり		D	高津区地域福祉計画推進検討会議設置要 綱
7	高津区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	5	62.5%	1	1	3	21	6	あり		D	高津区地域包括支援センター運営協議会 設置運営要領

г	S
4	_

	rin 24 A A	-r W-==	委	員	左の 女性		委員(公募		F#1/F>	現委 任期		再任の取	要綱に	ニ基づく D要件	= ^	ATIMOSE A ANT
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外0 		区分	根拠法令等
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			87	26	29.9%	9	4								
	高津区役所合計(審議会等の数;7)			87	26	29.9%	9	4								
宮前	区役所		l						l	I			ı		ı	
1	宮前区区民会議	企画課	20	20	7	35.0%	2	1	2	22	3	あり			В	川崎市区民会議条例 宮前区区民会議要綱
2	宮前保健所運営協議会	地域保健福祉課	20	17	3	17.6%	0	0	2	22	6	あり			В	川崎市保健所運営協議会条例
3	宮前区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	5	41.7%	1	1	2	22	5	あり			D	宮前区健康づくり推進会議設置運営要綱
4	宮前区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.8%	0	0	3	24	6	あり			D	川崎市民生委員推薦会規則
5	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	地域保健福祉課	15	14	8	57.1%	0	0	2	23	3	あり			D	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置 運営要綱
6	宮前区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	3	37.5%	2	1	3	21	6	あり			D	区地域包括支援センター運営協議会設置 運営要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等 を含む合計			78	29	37.2%	5	3								
	宮前区役所合計(審議会等の数;6)			78	29	37.2%	5	3								
多摩	区役所		ļ	ļ									ļ		<u></u>	
1	多摩区区民会議	企画課	20 以内	20	6	30.0%	6	2	2	22	8	あり			В	川崎市自治基本条例、川崎市区民会議条 例、ほか
2	磨けば光る多摩事業審査会	企画課	7 以内	7	2	28.6%	0	0	9ヶ月	22	3	あり			D	磨けば光る多摩事業実施要綱、磨けば光る 多摩事業審査会設置要綱
3	川崎市多摩保健所運営協議会	地域保健福祉課	20	16	6	37.5%	0		2	22	4	あり			В	川崎市保健所運営協議会条例
4	多摩区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.9%	0	0	3	23	6	あり			D	川崎市民生委員推薦会規則
5	多摩区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	13	13	8	61.5%	1	1	2	22	5	あり			D	多摩区健康づくり推進会議設置運営要綱
6	多摩区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	16	16	5	31.3%	0	0	2	22	3	あり			D	多摩区地域福祉計画推進会議設置要綱
7	多摩区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	2	25.0%	2	0	3	21	6	あり			D	区地域包括支援センター運営協議会設置 運営要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等 を含む合計			87	32	36.8%	9	3								
	多摩区役所合計(審議会等の数;7)			87	32	36.8%	9	3								
麻生	:区役所								l	I			l		<u> </u>	

	an a A	=r /r ==	委	員	左の 女性		委員(公募		/r #0 / /r \	現委任期	員の 満了	再任の取	要綱に	基づく	Ε.Λ.	48 hn >4 A 60
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員 (人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外 <i>0</i>		区分	根拠法令等
1	麻生区区民会議	企画課	20人以 内	20	9	45.0%	7	6	2	22	6	あり			В	川崎市区民会議条例
2	麻生保健所運営協議会	地域保健福祉課	20人以 内	16	2	12.5%	0	0	2	22	6	あり			В	川崎市保健所運営協議会条例
3	麻生区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	21	6	あり			D	川崎市民生委員推薦会規則
4	あさお福祉計画推進会議	地域保健福祉課	20人以 内	18	10	55.5%	2	0	2	23	3	あり			D	あさお福祉計画推進会議設置要綱
5	麻生区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12人以 内	10	4	40.0%	1	1	2	22	5	あり			D	麻生区健康づくり推進会議設置運営要綱
6	麻生区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8人 以内	8	4	50.0%	1	1	3年	21	6				D	区地域包括支援センター運営協議会設置 運営要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			79	30	38.0%	11	8								
	麻生区役所合計(審議会等の数;6)			79	30	38.0%	11	8								
水道	局															
1	川崎市水道事業経営問題協議会	総務課	13	13	5	38.5%	2	2	2	22	5	あり			D	川崎市水道事業経営問題協議会要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			13	5	38.5%	2	2								
	水道局合計(審議会等の数;1)			13	5	38.5%	2	2								
交通	局												·			
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委 員会	お客様サービス課	8	8	3	37.5%	0	0	1年	22	5	あり			D	川崎市交通局車体利用公告デザイン審査 会背設置要綱
-	地下鉄・周辺整備懇談会	高速鉄道建設本部	休止中										除外	(7)	(D)	地下鉄·周辺整備懇談会設置要綱
-	川崎市バス事業経営問題検討会	経営企画課	休止中									あり	除外	(7)	(D)	川崎市バス事業経営問題検討会設置要綱
-	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委 員会	経営企画課	休止中										除外	(7)	(D)	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委 員会設置要綱
2	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告 物審査委員会	管理課	5	5	1	20.0%	0	0	6ヵ月	21	9	あり			D	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広 告物審査委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			13	4	30.8%	0	0								
	交通局合計(審議会等の数;2)			13	4	30.8%	0	0								
病院	局															
1	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	15	15	2	13.3%	3	1	2	22	7	あり			D	川崎市立多摩病院運営協議会設置要綱

		At	委	員	左の 女性			のうち :委員		現委 任期		再任の取	要綱に	基づく		17 17 1 0 44
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合 (%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の 等	安件	区分	根拠法令等
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			15	2	13.3%	3	1								
	病院局合計(審議会等の数;1)			15	2	13.3%	3	1								
消防	局															
1	川崎市危険物保安審議会	危険物課	20	16	0	0.0%	0	0	2	23	3	あり			D	川崎市危険物保安審議会規程
2	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	30	20	1	5.0%	0	0	2	21	10	あり			D	川崎市コンビナート安全対策委員会要綱
3	川崎市救急業務検討委員会	救急課	16	16	0	0.0%	0	0	2	22	3	あり			D	川崎市救急体制等検討委員会設置要綱
4	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	なし	16	2	12.5%	0	0	なし			あり			D	川崎市メディカルコントロール協議会設置要綱
5	電子メール等緊急通報システム導入検討委 員会	指令課	なし	17	4	23.5%	0	0	なし	_	_	あり			D	電子メール等緊急通報システム導入検討委 員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等 を含む合計			85	7	8.2%	0	0								
	消防局合計(審議会等の数;5)			85	7	8.2%	0	0								
教育	委員会			•						•	•					
1	川崎市教育改革推進協議会	企画課	11	11	1	9.0%	2	1	2	23	3	あり			D	川崎市教育改革推進協議会設置及び運営 要綱
2	川崎市奨学金審査会	学事課	15人 以内	15	4	26.7%	0	0	2	22		あり			В	川崎市高等学校奨学金支給条例第5条及び 同施行規則第5条
-	川崎市立学校社会見学委員会	指導課	20		平	成21年	6月1日	現在未	委嘱				除外	(7)	(D)	川崎市立学校社会見学委員会規則
3	川崎市教科用図書選定審議会	指導課	40 以内	40	12	30.0%	0	0	4ヶ月	21	8	あり			D	川崎市教科用図書選定審議会規則
4	川崎市就学指導委員会	指導課	30	23	7	30.4%	0	0	1	22	3	あり			D	川崎市就学指導委員会要綱
5	川崎市特別支援教育問題研究協議会	指導課	なし	15	5	33.3%	0	0	1	22	3	あり			D	川崎市特別支援教育問題研究協議会要綱
6	総合教育センター運営委員会	総合教育センター総 務室	25 以内	19	6	31.6%	0	0	2	22	5	あり			В	川崎市総合教育センター条例
7	川崎市市民ミュージアム協議会	市民ミュージアム	9	9	3	33.3%	2	1	2	22	5				В	川崎市市民ミュージアム条例(21条)
8	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会	市民ミュージアム	12	12	1	8.3%	0	0	2	21	5				D	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会設置要綱
9	川崎市立日本民家園協議会	日本民家園	10	10	3	30.0%	2	2	2	23	6	あり			D	川崎市立日本民家園条例 川崎市立日本民家園協議会規則

		At	委	員)うち :委員		のうち 委員	- HB (-)	現委 任期	員の 満了	再仟の取	要綱に基づ	<	
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の要件 等	区分	根拠法令等
10	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会	大山街道ふるさと館	10	8	3	37.5%	0	0	2	22	5	あり		В	大山街道ふるさと館条例 大山街道ふるさと館運営協議会規則
11	川崎市青少年科学館協議会	青少年科学館	10	9	1	11.1%	1	0	2	22	5	あり		В	川崎市青少年科学館条例
12	川崎市岡本太郎美術館協議会	岡本太郎美術館	10	9	2	22.2%	10	1	2	23	5	あり		В	川崎市岡本太郎美術館条例 川崎市岡本太郎美術館協議会規則
13	川崎市文化財審議会	文化財課	10	10	1	10.0%	0	0	2	22	4	あり		В	文化財保護法第190条 川崎市文化財保護条例第3条、第4条
14	川崎市地名資料収集委員会	文化財課	10	4	1	25.0%	0	0	2	21	8	あり		D	川崎市地名資料収集委員会設置要綱
15	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会	健康教育課	なし	20	6	30.0%	0	0	1	22	3	あり		D	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会 要綱
16	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会	健康教育課	なし	19	7	36.8%	0	0	1	22	3	あり		D	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会 要綱
17	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会	健康教育課	なし	18	8	44.4%	0	0	1	22	3	あり		D	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会 要綱
18	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会	健康教育課	なし	14	6	42.8%	0	0	1	22	3	あり		D	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会要綱
19	川崎市就学時健康診断検討委員会	健康教育課	11	11	2	11.1%	0	0	1	22	3	あり		D	川崎市就学時健康診断検討委員会要綱
20	川崎市スポーツ振興審議会	スホ [°] ーツ課	15	15	4	26.7%	2	1	2	22	4	あり		В	スポーツ振興法第18条 川崎市スポーツ振興審議会条例 川崎市スポーツ振興審議会条例施行規則
21	川崎市立図書館協議会	中原図書館	10	10	4	40.0%	2	0	2	22	5	あり		В	図書館法、川崎市立図書館設置条例
22	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申 請審査会	中原市民館	10 以内	8	5	62.5%	0	0	2	23	3	あり		D	教育文化会館及び市民館大ホールの優先 申請審査会要領
23	川崎市教育文化会館運営審議会	教育文化会館	8	7	4	57.1%	1	1	2	22	4	あり		В	川崎市教育文化会館条例
24	川崎市幸市民館運営審議会	幸市民館	10 以内	6	4	66.7%	2	2	2	22	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
25	川崎市中原市民館運営審議会	中原市民館	10 以内	8	2	25.0%	1	0	2	22	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
26	川崎市高津市民館運営審議会	高津市民館	10 以内	8	4	50.0%	1	0	2	22	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
27	川崎市宮前市民館運営審議会	宮前市民館	8	8	5	62.5%	1	1	2	22	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
28	川崎市多摩市民館運営審議会	多摩市民館	10 以内	8	3	37.5%	1	1	2	22	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
29	川崎市麻生市民館運営審議会	麻生市民館	10名 以内	8	3	37.5%	1	0	2	22	4	あり		В	社会教育法 川崎市市民館条例
30	川崎市地域教育会議推進協議会	生涯学習推進課	19	19	3	15.8%	0	0	1	22	3	あり		D	川崎市地域教育会議推進協議会設置要綱

			委	員	左の 女性			のうち :委員		現委 任期	員の 満了	再任の取	要綱に			
No.	審議会名	所管課	定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合 (%)	人数(人)	公募のう ち女性 (人)	任期(年)	年	月	扱い	除外の		区分	根拠法令等
31	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	20	20	8	40.0%	2	0	2	22	4	あり			В	社会教育法、川崎市社会教育委員条例、川 崎市社会教育委員会議規則
32	川崎市地域日本語教育推進協議会	生涯学習推進課	17	17	9	52.9%	0	0	2	22	3	あり	除外	(4)	(D)	川崎市地域日本語教育推進協議会設置要 項
33	川崎市家庭教育推進協議会	生涯学習推進課	19	19	12	63.2%	0	0	1	22	3	あり	除外	(4)	(D)	川崎市家庭教育推進協議会設置要綱
34	川崎市子ども会議推進委員会	生涯学習推進課	25 以内	19	4	21.1%	0	0	1	21	3	あり			D	川崎市子ども会議要綱 川崎市子ども会議推進委員会設置要項
-	指導改善研修審査会	教職員課			平成21	年6月1	日現在	未委嘱	i				除外	(7)	(D)	指導が不適切な教員に対する人事管理シス テムに関する規則
35	川崎市市民ミュージアム運営・活動評価委員 会	市民ミュージアム	8	8	3	37.5%	8	1	3	23	3				D	川崎市市民ミュージアム運営・活動評価委 員会設置要綱
36	読書のまち・かわさき事業推進委員会	指導課	なし	18	7	38.9%	0	0	1	22	3	あり			D	読書のまち・かわさき事業推進委員会設置 要綱
37	読書のまち・かわさき子ども読書活動連絡協 議会	指導課	なし	17	15	88.3%	0	0	1	22	3	あり			D	読書のまち・かわさき子ども読書活動連絡 協議会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			499	178	35.7%	39	12								
	教育委員会合計(審議会等の数;35)			463	157	33.9%	39	12								
選挙	管理委員会															
1	川崎市明るい選挙推進協議会	選挙課	16	16	2	12.5%	0	0	2	22	3	あり			D	川崎市明るい選挙推進協議会規約
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			16	2	12.5%	0	0								
	選挙管理委員会合計(審議会等の数;1)			16	2	12.5%	0	0								
オン	ブズマン事務局			l												
1	川崎市市民オンブズマン専門調査員	市民オンブズマン事 務局	4	4	2	50.0%	0	0	1	21 22	11 3,5	あり	除外	(1)	(C)	川崎市市民オンブズマン条例、市民オンブズマン 条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時 間等に関する要綱
2	川崎市人権オンブズパーソン専門調査員	市民オンブズマン事 務局	4	4	4	100.0%	0	0	1	22	3	あり	除外	(1)	(C)	川崎市人権オンブズパーソン条例、人権オンブズパーソン条例に基づく専門調査員の職務、勤務 日、勤務時間等に関する要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			8	6	75.0%	0	0								
7	ーンブズマン事務局合計(審議会等の数;0)			0	0	0.0%	0	0								
	合計(審議会総数;214)			3100	895	28.9%	241	106								

29

5 各局(室)区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局(室)区 名 c性委員 o参加比率	総務局	総合企画局	財政局	市民・こども局	経済労働局	環境局	健康福祉局	まちづくり局	建設局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	水道局	病院局	交通局	消防局	教育委員会	選挙管理委員会	合計	構成比(%)
100. 0%																								0	(0%)
90. 0-99. 9%																								0	(0%)
80. 0-89. 9%				1								1										1		3	(1.4%)
70. 0–79. 9%				1																				1	(0.5%)
60. 0-69. 9%				3							1			1		1						3		9	(4. 2%)
50. 0–59. 9%		1		3	1		3	2			2		1		1		2					2		18	(8. 4%)
40. 0-49. 9%	1			6	1	1	3	2	2			1	2	2	2	1	2					4		30	(14. 0%)
30. 0–39. 9%	1	1	3	2	2	1	5	1			2	1	3		2	3		1		1		13		42	(19.6%)
20. 0–29. 9%	2	1		7	4	2	14	1			1	1	1	3		2				1	1	6		47	(22.0%)
10. 0–19. 9%	1			1	3	3	13	1				3		1	1		2		1		1	4	1	36	(16. 8%)
0. 0-9. 9%	5	1			2	2	7	3	1	1		1									3	2		28	(13. 1%)
うち 0.0%	2	1				2	3	2	1			1									2			14	(6.5%)
合 計	10	4	3	24	13	9	45	10	3	1	6	8	7	7	6	7	6	1	1	2	5	35	1	214	(100%)
【女性の参加	11比率	35%	を満た	こして	いな	い審調	義会等	の数]																
35%未満	9	3					38	6		1	3	5	1	4	1	4	2	0	1	1	5	19	1	135	(63. 1%)

注) 参加促進要綱適用除外の附属機関は計上していない。

^{*}各局(室)区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、20.0%~29.9%の審議会等が47(構成比22.0%)と最も高く、30.0%~39.9%の審議会等が42 (構成比19.6%)と続き、審議会等の多くがこの範囲に集中している。

6 女性のいない審議会等 集計

	局(室))区名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時にお ける男女比		目 標	
	问(主)		台 城 云 寸 句	メロ安良のいない。荘田	への配慮 (※1)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1	総務局	危機管理室	川崎市防災協力連 絡会	あて職で女性の参加が難しい。	3	委員の増員の可能性が ある場合に、新たに女 性の任用を検討する。	委員の増員の可能性が ある場合に、新たに女 性の任用を検討する。	委員の増員の可能性が ある場合に、新たに女 性の任用を検討する。
2		法制課	川崎市法規担当専 門委員	平成元年当時女性の適任者がいなかったため平成元年に任命した2名の委員は、現在に至るまで引き続き任用していることから、地方自治法及び市の制度について知識が蓄積され、その実務に精通しているため。	2			平成22年度以降、現在 の委員の任用動向を踏 まえ、検討する。
3				関係団体の代表に女性がおらず、また、専門知識を有する女性が少ないため、学識経験者としても登用が難しい。	2	団体代表者の変更等に よる委員交代の際に は、女性を推薦いただ くよう配慮する。	団体代表者の変更等に よる委員交代の際に は、女性を推薦いただ くよう配慮する。	
4	環境局	廃棄物指導課		専門知識を有する女性が少ないため、登用が難しい。	1	次回選任に備え情報収 集に努める	選任時に1人増やす (16.7%)	
5		環境対策課		専門知識を有する女性が少ないため、登用 が難しい。	3	次回選任に備え情報収 集に努める	次回選任に備え情報収 集に努める	
6	健康福祉局		川崎市休日急患診 療所運営委員会連 絡協議会	管理職による充て職であり、女性が少ない 状況にあるため。	3	要綱改正により、内部 委員のみの構成となる ため、困難な状況にあ る。	困難な状況にある。	困難な状況にある。
7		地域福祉課	川崎市ホームレス 自立支援市民事業 助成審査委員会	管理職による充て職であり、女性が少ない 状況にあるため。	3	要綱改正により、内部 委員のみの構成となる ため、困難な状況にあ る。	現状どおり	現状どおり
8			善連絡協議会	町内会長等による充て職であり、女性が少 ない状況にあるため。	1	困難な状況にある。	困難な状況にある。	困難な状況にある。
9		務所		選任委員(学識経験者)として適任者がいなかったため。	3	-	-	-

c	
_	_

巳 /5	室)区名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比		目 標	
问(王 / 卢右	金融公等 位	女は安員のいない母田	への配慮 (※1)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0	施設計画課	川崎市耐震改修構造判定検討委員会	耐震診断等に実績のある建築構造士がいないため。	3	_	_	_
1 建設局	下水道部管路課	江川1号雨水幹線 その2工事に伴う 道路陥没事故対策 委員会	専門知識を有する女性が少ないため、登用が難しい。	3			
2 幸区役所	企画課	幸区提案型協働推 進事業審査委員会	地域福祉活動に造詣の深い人材や、区内の 実情に精通した人材を選任した結果、その 方が男性であったため。また、市民活動に 深い造詣をもった人材を選任する観点から かわさき市民活動センター職員に推薦を依 頼したところ、その方が男性だったため。	1	22年度の任期満了時に 向け、次期の女性委員 の参画を検討	22年度の新任期開始に 合わせ、女性委員の参 画に配慮した委員構成 を目指す	女性委員の参画に配慮 した委員構成を目指す
3 消防局	危険物課	川崎市危険物保安 審議会	危険物の保安に関する専門分野に女性がいないため、推薦団体に女性参画を要請しているが、紹介が得られない。	3	推薦団体への依頼時に おける女性参画要請に ついて、引き続き実施 する。		-
4	救急課	川崎市救急業務検 討委員会	関係機関のポストに女性がいないため。	3	専門知識を有する女性 が少ないため、登用が 難しいが、関係機関に 当方の趣旨を理解して もらい働きかける。		-

(※1) 1を「配慮した」、2を「配慮しなかった」、3を「その他」とし、3については、国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり専門分野や管理職級に女性がいない等、担当課の取組みだけでは参加を促進できない事由がある場合を意味する。

^{*}女性委員のいない審議会等は、全部で14である(前年度13)。

^{*}女性委員のいない審議会等を持つ所管課の委員選任時における男女比への配慮度について、14の審議会等のうち「配慮した」審議会等は3 (21.4%) 、「配慮しなかった」審議会等は2 (14.3%) 、「その他」と回答した審議会等は9 (64.3%) であった。

調査資料

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)の理念に基づき、政策・方 針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進する ことを目的とする。

(対象)

- 第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等
 - (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
 - (3) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
 - (4) 要綱等に基づき設置された協議会等

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35パーセントとなるようめざすことを目標とする。

(局長等の責務)

- 第4条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長(以下「局長等」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。
 - (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
 - (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとら え、女性の人材を求めること。
 - (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

(事前協議)

- 第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」(別記様式)に基づき、市民・こども局長と事前協議を行うものとする。
- 2 市民・こども局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。
- 3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。
- 4 市民・こども局長は、個人情報の保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の 求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

- 第6条 局長等は、市民・こども局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民・こども局長に提出するものとする。
- 2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、1990(平成2)年6月1日から施行する。
- この改正要綱は、1995 (平成7)年6月1日から施行する。
- この改正要綱は、1999(平成11)年4月1日から施行する。
- この改正要綱は、2005 (平成17) 年4月1日から施行する。
- この改正要綱は、2008 (平成20) 年4月1日から施行する。
- (経過措置)第5条第3項及び第4項の規定については、附属機関等委員の委嘱日が平成20年4月 1日以後のものから適用するものとする。
- この改正要綱は、2009(平成21)年4月1日から施行する。

審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成	年	月	E

												7	一月又	+	力	Н
Ħ	戸民・こ	ども見	昂 長	様												
													_		局	長
								<u></u>	F管課/	名						課
								<u>担</u>	!当者名	7		ļ	内 線			
	川崎市審	議会等	等委員	への女性	生の参	加促進	要綱第	第5条	に基づ	き、審調	義会等	の委員	選任に	こ係る事	前協請	&を
彳	テいます。															
	審議会等	5名								新規設 改選年		平	成	年	月	日
	根拠法令	等								再任の (○を [・]			あ	ŋ	なし	
	区分		(%i	現 状 値 数選時に言					選任予 1・改選®	定 寺に記入))	1		 後の選任 見・改選時		
		定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	割合 (%)	定数 (人)	現員(人)	うち職 (職務) 指定者	リック	割合 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	割合 (%)
	学識経験			! ! ! !					! ! !					1		
委	団体推薦			 					! !					!		
員	市民公募															
内	行政職員			 					<u> </u> 							
訳				! ! ! !					1 1 1 1					! ! !		
	合 計			<u>i</u> ! !					i ! !							
* *•	L 目標値の達	を成がし	L 和難な	·理由、4		L 加率か	L š下がž	 る場合	<u>.</u> の理由	 (具体	的に記	(入)	<u> </u>	<u>i</u>	1	
7•\ F		_/*/\	-1 XIL 5	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ТШЭ	74H 74	1 ~	<i>3 m</i> ப	*>*1.		- 3 (— де	., •,				
≫ 4±	力達の奴婦	子。 公士	# _	禾月樓 日	k n ak a	F	1 ++/丰	起の坦		一番網の	4元	ロスの	/H			
* * 6	協議の経緯	本 * が百 ラ	木	安貝博用	K () CX I	E U,	八州頂	報り旋		」安神の[汉正	ロその	'1但			
% 1	選任におけ	「る課題	題等													
				索 業:	<u> </u>	マチ 巳	電圧	アばっ	中兴	护丝外	. 田 、字 ,	rn 🖶				
				番餓.	云寺()	ノ安貝	、迭仕	に徐る	争削	協議結	未进力	山 具		₩ <i>t</i>		П
		Þ	長様	:									•	平成	户 月	口
		向	女 惊	•												
	以上	このとこ	おり、	事前協調	義が終	了しま	ミしたの	ので、	協議結	果につ	いて通	知いた	こしま゛	す。		
													Ī	市民・こ	<u>- ども</u> /	<u> </u>

調査の実施に伴う留意事項

1. 調査の対象となる審議会等(第2条)

- (1) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等
- ・市町村防災会議・民生委員推薦会・国民健康保険運営協議会・地方社会福祉審議会・土地利用審査会・地方障害者施策推進協議会・公害健康被害認定審査会・結核審査協議会・損害評価会・地方港湾審査会・土地区画整理審議会・建築審査会・開発審査会・介護認定審査会・精神医療審査会・市町村国民保護協議会・地方独立行政法人評価委員会・感染症審査協議会・市町村都市計画審議会・市街地再開発審査会・障害程度区分認定審査会など
 - (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
 - (3) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
 - (4) 要綱等に基づき設置された協議会等

ただし、次に掲げる審議会等は、除外します。

- (1) 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの
- (2) 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの
- (3) 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整のために設置されるもの
- (4) 各種事業委託の委託団体として設置されるもの及びその委託団体により設置されるもの
- (5) 上部委員会と委員が同一で補助的なもの
- (6) 啓発事業や行事の実施団体として設置されるもの
- (7) 調査基準日(毎年6月1日現在)において審議会等が①未設置のもの、②休止中のもの、③審議会等が実在するが実際に委員が選任されていない状況にあるもの
- (8)その他、協議の結果、調査の対象外とみなされたもの

2. 専門委員における女性委員比率の解釈

専門委員については、女性の委員比率を次のように解釈しています。 当調査においても、この解釈に即した記入をお願いします。

所管する専門委員が複数いる場合には、その総数に対し、最低でも 35 パーセントを女性委員とするよう、そして、最終的には男女ほぼ同数となることをめざします。

川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票(様式1)

記入所管課名	Е	部	担当	
記入別官誌名	戶	課	内線	()

【記入に関する留意点】

- * 各課で所管するすべての審議会等について提出をお願いします。
- *設置根拠規定(関係条例・要綱等)及び委員名簿をあわせて提出してください。
- *地方自治法第174条の専門委員における女性委員比率の解釈については、別添「留意事項」を参考に、あてはまる部分の記入をお願いします。
- *会長・副会長の性別及び人数については、上段は平成20年6月1日現在、下段は平成21年6月1日現在の内訳を記入して下さい。
- *副会長等が複数いる場合には性別と人数を記入してください。

※ 国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり、 専門分野や管理職級に女性がいない等、担当課の取組 だけでは参加を促進できない事由がある場合には「3.そ の他」を選択し、下段にその旨を記入して下さい。

		審議会名	所管課	根拠法令等	地方自治法 による根拠 会長 (いずれか に〇)		副会長	委員		左のうち 女性委員		委員のうち 公募委員		任期	現委員	現委員の任期再取		特記事項	担当課として、選任の際に男女比に		
	No.						(性別)	別)(性別)	定数(人)	現員(人)	現員(人)	割合 (%)	現員(人)	公募のう ち女性委 員(人)	(年)		年月日まで	(いず れかに O)	事項 (解消の 有無等)	担当課として、選任の際に男女比に 配慮したか(いずれかに〇)	
					Α	В												有		1.した	2. しなかった
	1				С	D												無	継 続 解 消	3. その他↓	
					Α	В												有	新規	1.した	2. しなかった
	2				С	D												無	継続	3. その他↓	
					0														解消	414	0.1.4545.4
	3				Α	В												有	新 規継 続	1. した 3. その他↓	2. しなかった
					С	D												無	解消		
					Α	В												有	新規		2. しなかった
	4				С	D												無	継続解消	3. その他↓	
					Α	В												有	新規	1.した	2. しなかった
	5				С	D												無	継 続	3. その他↓	
					C	D													解消	4.1.+	0 1 +>+> -+
	6				Α	В												有	新規継続	1. した 3. その他↓	2. しなかった
					С	D												無	解消		
					Α	В												有	新規		2. しなかった
	7				С	D												無	継続解消	3. その他↓	

5

記入所管課名	局	部	担当	
此人別目标石	נפו	課	内線	

		所管課名	任期 (年)	現委員の 任期満了 年月日		女性の参加促進計画						
No.	審議会等の名称				女性のいない理由	平成21年度	平成22年度	平成23年度				
						目標	目標	目標				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

2009 (平成 21) 年度 川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

2010 (平成 22) 年 3 月発行

所 管: 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室 男女平等推進担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話:044-200-2300